

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

- 国は、水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量の排水規制を強化することとし、金属鉱業に係る「暫定排水基準」を本年12月10日付けで廃止。
- 道では、条例で国より厳しい「上乘せ排水基準」を設けているが、上記措置に伴い、条例の基準よりも厳しい排水基準が適用される区域が生じることから、その区域に係る基準を廃止しようとする改正条例案を第4回北海道議会定例会に提案し、議決された。

1 改正の趣旨

水質汚濁防止法に基づく亜鉛含有量の排水基準について、国が定める規制が強化されることに伴い、条例で定める上乘せ排水基準の一部を廃止する。

2 改正の動機

水質汚濁防止法に基づく金属鉱業に係る亜鉛含有量の暫定排水基準（5mg/L）が令和3年12月10日付けで廃止されることにより、条例の基準よりも厳しい排水基準が適用される区域が生じる。

○暫定排水基準

水質汚濁防止法では、特定事業場からの排水中の有害物質濃度等に許容限度（＝「排水基準」）が設定されており、一部については、この基準を直ちに達成することが困難であるとして、この基準よりも緩やかな「暫定排水基準」が期限付きで適用されている。

○上乘せ排水基準

水質汚濁防止法に基づき、都道府県は条例により、国が定める排水基準より厳しい排水基準（＝「上乘せ排水基準」）を定めることができる。

3 改正の内容

＜亜鉛含有量の上乗せ排水基準に係る規定の整備＞

- ・ 令和3年12月11日以降、条例の上乗せ排水基準よりも厳しい排水基準（2mg/L）が適用されることとなる4区域に係る規定を削除。

	4区域の特定金属鉱業(※)に係る 亜鉛含有量の許容限度 (R3. 12. 10まで)			
条例の上乗せ排水基準	石崎川水域	3 mg/L	伊達海域	3 mg/L
	堀株川水域	4 mg/L	支笏湖水域	2.5 mg/L

※ 「特定金属鉱業」とは、日本標準産業分類における金属鉱業のうち、鉛鉱業、亜鉛鉱業など13鉱業をいう。

4 施行期日

公布の日

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和3年9月
環境省水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定めている。
- 亜鉛含有量の一般排水基準については、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）により、それまでの5mg/Lから2mg/Lに強化されたところであるが、その際、同省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10業種）に対しては、5年間の暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、平成23年及び平成28年に暫定排水基準の見直しが行われ、現在は3業種（金属鉱業、電気めっき業、下水道業）の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和3年12月10日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第3回）において審議した結果、上記3業種のうち1業種（電気めっき業）について、暫定排水基準を強化の上、令和6年12月10日まで適用期限を延長（他の2業種は一般排水基準へ移行）することとされた。

2. 改正の内容

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の附則及び附則別表を改正し、業種ごとに現行の暫定排水基準の廃止及び延長（令和6年12月10日まで）の措置を定めるものである。

<亜鉛含有量に係る暫定排水基準>

業種	現行 (H18.12.11~R3.12.10)	改正後 (R3.12.11~R6.12.10)
金属鉱業	5 mg/L	設定しない ※一般排水基準（2 mg/L）へ移行
電気めっき業	5 mg/L	4 mg/L
下水道業	5 mg/L	設定しない ※一般排水基準（2 mg/L）へ移行

3. 施行期日

令和3年12月11日